

合同チーム編成における確認事項

一般財団法人長野県剣道連盟

- 1 適用 本確認事項は、「令和6年度第7回小坂憲次杯 長野県剣道大会」の以下部門に適用する。
 - ① 小学生の部
 - ② 中学生男子の部
 - ③ 中学生女子の部
- 2 目的 昨今の剣道人口の減少の中で、小・中学生が所属する各単位団体での選手編成が困難な団体(剣士)であっても参加できる大会を目指す。
- 3 確認事項
 - ① 「2 目的」に沿って、特に小学6年生、中学3年生等の最終学年の時期となる剣士が大勢参加できるよう、優先した編成に配慮すること。
 - ② 合同チームを編成する際には、できるだけ活動隣接地域の団体同士を優先すること。また、活動隣接地域でも合同編成が難しい場合は、同一支部内の団体同士の編成とする。

※合同チーム編成においては「選手ファースト」の立場に立ち、選手の思いを大切に編成に努めること。

※単に大会出場のための合同編成に捉われず、日常的、定期的または大会に向けての合同練習等で指導者、選手同士の交流を深めるなど、試合の前後を通じて剣道の楽しさにつながる機会を大切にすること。

※合同チーム編成では、最大5団体(5選手数)まで可能とする。

※合同チームは、それ自体を単位団体とみなす。
 - ③ 合同チーム名は、**合同チーム編成を希望する団体名**を先頭にし、参加選手団体の略称名(選手の垂名札の所属名と同じ)で申請すること。

例) 3団体の編成の場合、青木島が**合同編成希望団体**となり、合同チーム名は【青木島・稲里・悠心館 合同】とする。

注) 1団体1チームの原則から、先頭団体名は単独チーム名と同一は不可。
 - ④ 監督(責任者)・帯同審判員・申し込み・選手表作成等の担当は、合同団体内で協議して決めてください。
 - ⑤ 上記②の編成が困難な場合は県連に問い合わせください。

一般財団法人 長野県剣道連盟
副会長兼専務理事 常田 政邦
〒380-0844 長野市諏訪町 503
電話 026-237-8939
FAX 026-235-8266